

原子力規制委員会関係規則及び関係告示の形式的な誤りの一括改正

平成 30 年 6 月 6 日
原子力規制庁

1. 概要

原子力規制委員会関係規則及び関係告示において、条項番号や略称規定の誤り等を修正するとともに、最新の用字用語とするため、

- ・「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」を始めとする 53 本の原子力規制委員会関係規則
 - ・「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」を始めとする 7 本の原子力規制委員会関係告示
- を一括して改正する。

本改正は、行政手続法上「用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更」であるため、意見公募手続を実施せず、6月8日に官報で公布する予定である。

※ 具体的な改正内容については、原子力規制委員会HP (http://www.nsr.go.jp/law_kijyun/sonota/20180606_01.html) に掲載。

2. 形式的な誤りの例

(1) 条項番号の誤り

(例 1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

改正後	改正前
<p>(変更の許可の申請)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一 令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、(以下略)</p>	<p>(変更の許可の申請)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一 令第二十条の三第三項の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し、法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、(以下略)</p>

(例 2) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則

改正後	改正前												
<p>(防護措置)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>一～八 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>九 照射された前号に掲げる物質(照射された同号二に掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び次号に掲げるものを除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>十・十一 (略)</td> <td></td> </tr> </table>	一～八 (略)	(略)	九 照射された前号に掲げる物質(照射された同号二に掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び 次号 に掲げるものを除く。)		十・十一 (略)		<p>(防護措置)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>一～八 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>九 照射された前号に掲げる物質(照射された同号二に掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び第十号に掲げるものを除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>十・十一 (略)</td> <td></td> </tr> </table>	一～八 (略)	(略)	九 照射された前号に掲げる物質(照射された同号二に掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び 第十号 に掲げるものを除く。)		十・十一 (略)	
一～八 (略)	(略)												
九 照射された前号に掲げる物質(照射された同号二に掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び 次号 に掲げるものを除く。)													
十・十一 (略)													
一～八 (略)	(略)												
九 照射された前号に掲げる物質(照射された同号二に掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び 第十号 に掲げるものを除く。)													
十・十一 (略)													

(2) 略称規定の誤り

(例3) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則

改正後		改正前	
(記録) 第六条 (略)		(記録) 第六条 (略)	
一～七 (略)	(略)	一～七 (略)	(略)
八 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの(以下「放射能濃度確認対象物」という。)の記録		八 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの(以下「放射能濃度確認対象物」という。 <u>以下同じ。</u>)の記録	
イ～ハ (略)		イ～ハ (略)	

(例4) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則

改正後		改正前	
(防護措置) 第十四条の三 (略)		(防護措置) 第十四条の三 (略)	
2 (略)		2 (略)	
一～十六 (略)		一～十六 (略)	
十七 (略)		十七 (略)	
イ 見張人が常時監視を行うための詰所 <u>(以下この条において「見張人の詰所」という。)</u> を設置すること。		イ 見張人が常時監視を行うための詰所を設置すること。	
ロ 見張りを行つている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。		ロ 見張りを行つている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。	
ハ・ニ (略)		ハ・ニ (略)	
十八 火災等により見張人の詰所が使用できない場合に、見張人が見張人の詰所以外の場所から常時監視を行い、前号ロから二までに掲げる措置と同等以上の措置を講ずること。		十八 火災等により見張人の詰所が使用できない場合に、見張人が見張人の詰所以外の場所から常時監視を行い、前号ロから二までに掲げる措置と同等以上の措置を講ずること。	

(3) 最新の用字用語への修正

(例5) 「しやへい」→「遮蔽」、「さく」→「柵」、「かぎ」→「鍵」、「ふた」→「蓋」
「き裂」→「亀裂」、「つど」→「都度」、「すべて」→「全て」等